

鳴門パートナーシッププラン
Ⅱ（セカンド）ステージ
平成 29 年度 現況報告書



鳴 門 市

目次

1. はじめに	・・・・ p.1
2. 鳴門市男女行動計画	
「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」	
(1) 基本理念	・・・・ p.2
(2) 体系図	・・・・ p.3
3. 鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」に基づく事業報告の調査結果について	
(1) 平成28年度における事業ごとの評価とその理由	・・・・ p.4～25
(2) 基本目標別評価	・・・・ p.26, 27
(3) 課別評価	・・・・ p.28, 29
4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について	・・・・ p.30
(1) 審議会等における女性委員登用率調査結果	
ア 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況	・・・・ p.31
イ 審議会等への女性の選任状況一覧	・・・・ p.32, 33
ウ 審議会等への女性の選任状況（部別の状況）	・・・・ p.34～37
エ 国・徳島県・鳴門市の比較	・・・・ p.37
(2) 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における女性委員の登用状況	・・・・ p.38
(3) 鳴門市職員役職別女性登用状況	・・・・ p.39
5. 総括	・・・・ p.40

1. はじめに

1999年（平成11年）、男女共同参画社会基本法が制定され、日本における女性に関する法整備が急速に進められ、国の政策に連動して全国自治体で女性の地位向上のための施策が施行されました。

2015年（平成27年）12月には、国において男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定める「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が同年8月28日に国会で成立しました。

このように社会全体を見ても、男女共同参画社会に対する意識を行政や教育関係者はもちろんのこと、市民や事業者の皆さんへいかにして啓発していくかが課題となっています。

本市においても、2001年（平成13年）、10年計画である女性行動計画「鳴門パートナーシッププラン」を策定し、2011年（平成23年）には、同計画を鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」と改め、変化する社会情勢や人々のライフスタイルを勘案しながら、新に2001年（平成13年）に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「鳴門市DV防止基本計画」を、基本目標3.「男女があんしんして暮らせる なる」として新たに加え、7つの理念によるアクションプランとなりました。

また、同計画の中間年を迎えるにあたり、2016年（平成28年）より、基本目標5.「男女がにこにこ心豊かに働ける なる」との課題と施策として(4)女性活躍推進法の周知及び取組みの促進を追加し、基本目標6.「男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う なる」との課題と施策として(3)防災分野における男女共同参画の推進を新設しました。

さらに、2017年（平成29年）からは、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として基本目標5及び6を位置づけることとしました。

本書では、7つの基本目標を実現するための事業について、平成28年度における「事業ごとの評価とその理由」、「基本目標ごとの評価割合」、「課ごとの評価別事業数」をとりまとめ、男女共同参画の進捗状況を記載しています。

また、鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージの重点目標である「審議会等の女性登用率」について2017年（平成29年）4月1日現在の状況を調査し、目標達成に向けた現状把握に取り組んでいます。

本書を基に現状を検証し、新たな課題に対応することで、男女共同参画社会の実現に向けさらなる取組みを進めていきます。

2. 鳴門市男女行動計画

「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した「市町村男女共同参画計画」です。

また、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）に基づく市町村基本計画【該当箇所：基本目標 3】及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画【該当箇所：基本目標 5・6】の内容を含むことから、これらの計画としても位置づけます。

（1）基本理念

1. 男女がのびのび暮らせる となると
2. 男女がいきいき輝ける となると
3. 男女があんしんして暮らせる となると
4. 男女が集まるにぎわいのある となると
5. 男女がにこにこ働ける となると
6. 男女がいっしょに担う となると
7. 男女がしっかり支える となると

(2) 体系図

基本目標

課題と施策

<p>1 男女がジェンダーにとらわれず 自分らしくのびのび暮らせる となると</p>	<p>(1)男女平等意識づくりの具体的な推進 (2)男女平等を実現するための教育の実践</p>
<p>2 男女が自己の能力を発揮し、 社会のあらゆる分野で いきいき輝ける となると</p>	<p>(1)政策・方針決定等への積極的参画の推進 (2)社会活動への積極的参画の推進 (3)男女の自立をめざした能力開発の推進</p>
<p>DV防止基本計画</p> <p>3 男女が互いを思いやり、 あんしんして暮らせる となると</p>	<p>(1)暴力を許さない社会づくりの推進 (2)安心して相談できる体制の確立 (3)被害者の保護と救済支援体制の強化 (4)被害者の自立までをサポートする体制 づくり (5) DV を地域からなくす環境整備</p>
<p>4 男女が集まるにぎわいのある となると</p>	<p>(1)国際交流・国際的活動への男女平等参画の 実践</p>
<p>女性活躍推進計画</p> <p>5 男女がにこにこ 心豊かに働ける となると</p>	<p>(1)働く場での男女平等の実践 (2)女性の就労環境の整備 (3)多様な働き方に対する支援 (4)女性活躍推進法の周知及び取り組みの促進</p>
<p>女性活躍推進計画</p> <p>6 男女が家庭責任や地域づくりを いっしょに担う となると</p>	<p>(1)働く男女の家庭・地域生活の両立支援 (2)家庭・地域における男女共同参画の実践 (3)防災分野における男女共同参画の推進</p>
<p>7 福祉の充実で 男女の自立をしっかりと支える となると</p>	<p>(1)高齢者の生活への支援と介護 (2)障がい者の生活支援と介護 (3)ひとり親家庭への支援 (4)一生涯における男女の健康保障</p>

3. 鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ (セカンド)ステージ」に基づく事業報告の調査結果について

(1) 平成28年度における事業ごとの評価とその理由

7つの基本目標にはそれぞれ課題と施策があり、各課で事業を展開しています。

評価	A 前年度を上回る成果があった B 現状維持 C 成果なし・後退した	理由	評価(A~C)をした理由について記入。
----	--	----	---------------------

基本目標1 : 男女がジェンダーにとらわれず 自分らしくのびのび暮らせる なんと

～個性豊かで多様な生き方ができる社会づくりに向け、意識改革を推進します～

(1) 男女平等意識づくりの具体的な推進

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
男女共同参画に関する啓発活動の充実	人権問題研修を通じた職員の意識の深化を図る	人権問題啓発推進者養成講座 参画型人権問題啓発推進者養成講座 人権行政研修 人権問題職場内研修 職階ごとに求められる能力に応じ研修を実施していく。	B	職階に応じた研修を効率的かつ効果的に実施することができた。	人事課
	広報なると及びテレビ広報による市民への情報提供	テレビ広報で元気な鳴門の女性の魅力発信推進フォーラムの紹介や、広報なるとでは、男女共同参画を促す記事を掲載するなど積極的に広報を行う。	B	テレビ広報では、第23回鳴門市人権セミナーを取り上げ、市民の方にイベントを広く周知した。広報なるとでは、近年、問題となっているインターネット上での人権侵害などについて取り上げた。	秘書広報課
	男女共同参画条例の周知啓発	鳴門市男女共同参画条例の周知啓発を説明会等にて周知啓発を図る。	A	男女共同参画推進条例の説明会を実施し、市公式ウェブサイトによるパンフレット掲載や配布による周知啓発も実施した。	人権推進課
	人権セミナーによる啓発	市民を対象に人権セミナーを4回実施し、男女平等意識づくり、人権意識づくりの啓発を行う。	A	人権問題に関するテーマをそれぞれ設定し、人権セミナーに努めた。また、アンケートの回答においても、人権に関する意識が芽生えた等の回答もあり、次年度以降も、テーマを考えて実施していく。	人権推進課
	出前セミナーの実施	出前講座等を実施し、広く市民に男女平等参画社会の実現に向けての啓発を行う。	B	出前講座等を活用したが、ほとんどが高齢者学級等であったため、若者世代への周知啓発を行うように努める。	人権推進課
	人権文化祭の開催	人権文化祭展示のパネルにおいて、男女共同参画社会実現に向けた啓発を行う。	A	人権文化祭での啓発はもちろんのこと、文化祭でのパンフレット配布による周知啓発や人権の花運動作品展等を活用し、周知啓発を行った。	人権推進課

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
男女共同参画に関する啓発活動の充実	鳴門市障がい者の福祉サービス一覧表の発行を行う	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方に、利用できる福祉サービスの一覧表の交付を行う。	A	平成28年度開始事業の記載を含め、より分かりやすい様式を作成し、男女の区別なく、障がい者が自立した生活が送れるよう、制度等の周知を図った。	社会福祉課
	「広報なると」福祉のしおりの活用により情報提供を行った。	広報なると・福祉のしおりを活用し、男女共同参画に関する啓発活動の充実を行う。	B	情報提供を実施することにより、障がいのある方も、必要とするサービスが、男女区別なく平等に利用できることを周知した。	社会福祉課
	リーフレットによる啓発	市内幼稚園・小中学校保護者を対象としたリーフレットの発行	B	啓発用に特別に印刷物を作成していないが、印刷物をつくる際には、常に人権を意識した表現や内容を心がけている。	学校教育課
	婦人会館や大型公民館等を活用した様々な活動を支援し、生涯学習を通じた男女平等意識の高い地域づくりの推進	婦人会活動支援及び婦人会館の運営管理の支援に努める。各公民館で開催する各種学習・講座開催を推進し指導者の育成に努める。	A	婦人会活動や婦人会館の運営支援を進めたほか、子育て世代の女性に広く公民館を活用してもらうためにライフスタイル講座を開催するなど、男女平等意識の高い地域づくりに努めた。	生涯学習人権課
男女平等意識づくりの具体的推進	地区自治振興会やボランティア団体、NPO法人との連携を進めることにより地域や団体等による男女共同参画意識醸成の推進を図る。	男女共同参画に関するセミナーや講演会等の情報を収集し、地区自治振興会やボランティア団体、NPO法人等の関係者に周知を図り、参加を呼びかける。	B	講演会等の情報を収集し、市公式ウェブサイトを活用して、周知や呼びかけを行った。	市民協働推進課
ジェンダー問題を解消するための調査・研究	各種講座等でのジェンダー問題におけるアンケートの実施	市民を対象にした・男女共同参画の説明会等において、ジェンダー問題におけるアンケート等による現状の把握に努める。	B	人権セミナーや説明会等のアンケート設問や自由意見において、性別についての感想や意見があり、参加者の認知度は高まってきている。今後も、ジェンダーに関する事項に取り組む。	人権推進課
	鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員による職場における男女平等意識の向上、および業務が男女平等に遂行されているかの点検	ワーキンググループにおいて、職場における男女平等意識等の実態調査を実施する。	B	職場での男女平等に関する意識調査を実施。男女共同参画の推進のため、アンケート結果や条例等による周知啓発を図る。	人権推進課

(2) 男女平等を実現するための教育の実践

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
社会教育・生涯学習の実践	文化振興事業	芸術祭、文化イベントの開催など、市内の芸術文化の裾野を広げる活動を通じて、人と人が絆を深め、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを進める。	B	文化展、市展、芸能祭などを開催し、市内の芸術文化の裾野を広げる活動を通じて、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを進めた。	文化交流推進課
	各種学級や出前講座の実施	男女ともに参加受講しやすい、各種学習機会及び学習情報の提供に努める。また、各種学級において、人権学習会を毎年開催する。	A	歴史講座を開催するなど、年齢性別の関わりなく、公民館等を利用した学習に多く参加してもらうための取り組みを行った。	生涯学習人権課
	図書館の管理運営方法についてNPO法人との協働による運営の充実および開館時間延長など利用者へのサービス向上を図る	NPO法人と図書館の協働運営を行うことにより、読書推進活動(大人・子ども)、図書館業務等で女性の社会参加を推進する。	B	図書館の利用を促進する各種イベントを開催したほか、NPO法人との協働により利用者へのサービス向上を図った。	生涯学習人権課
家庭教育の実践	親子ふれあいクッキング* 親子ヘルシークッキング教室	親子での調理実習や試食等の体験を通し、自分や家族の健康管理について主体的な実践が行えるように支援する。	B	「親子の食育教室」(幼児と保護者対象)及び「親子ヘルシークッキング教室」(小学生と保護者対象)をそれぞれ3回実施し、多くの参加申込みがあった。	健康増進課
	幼児・小・中学生保護者に対する意識の醸成	各幼稚園・小中学校におけるPTA人権研修会の実施及び人権啓発だよりの発行	B	各学校(園)によって時期や内容が少しずつ異なるが、授業参観や保護者集会等の折に人権問題について啓発を行っている。また、定期的に入権啓発だよりの発行も発行し、保護者や地域の方々にも人権啓発を実施している。	学校教育課
教職員の意識と指導力の向上	教職員対象の研修の実施	①市人権教育研究指定校事業による研究指定校の研究実践 ②新転入・事務栄養職員・中堅教員人権研修会の開催	B	市教委主催の研修に関わらず、校内研修、年次研修等あらゆる機会に意識の醸成を図っている。またその機会には、自己の指導を振り返り、指導力の向上と研鑽に努めている。	学校教育課

人事課 秘書広報課 市民協働推進課 文化交流推進課 健康増進課 人権推進課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習人権課	9課 19事業
--	----------------

基本目標2：男女が自己の能力を発揮し 社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

～男女が対等に活躍する社会の実現のために、
社会的な意思決定の場への参画を推進します～

(1) 政策・方針決定等への積極的参画の推進

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由	担当課	
審議会等への積極的女性の登用	審議会等における女性委員の登用率40%を目差す	本計画の重点目標につき、P.30からの『4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について』を参照			
政策・方針決定への女性の積極的登用	広報モニター制度	モニターの男女比が均等になる様に心掛けている	B	広報モニターを市民の方に依頼する際には男女の偏りがないように心がけている。	秘書広報課
	自治基本条例の周知に努め、市民参画と協働によるまちづくりが進むよう環境づくりを行う。	広報なるとや市公式ウェブサイトを通じて、自治基本条例に掲げる市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、市民の意識啓発に努める。また、ウェブサイトの市民協働のまちづくりコーナーでは随時工夫して、わかりやすく、より見やすいものにする。	B	市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行った。また、市政参画情報として、各課からの情報提供もあり、公募委員・ワークショップのメンバー等の募集や審議会の開催について掲載し、広く参加をつうることができた。	市民協働推進課
	積極的改善措置(ポジティブアクション)を進める	あらゆる分野における政策・方針決定の場への、女性の積極的参画・登用・啓発を行う。	A	市民等への説明会での周知啓発を図るとともに、職員への研修会においても周知啓発を行った。今後も周知啓発に努める。	人権推進課
女性の人材発掘と育成	職員研修の充実と参加機会の拡大に努める	県自治研修センターや・市町村職員中央研修所実施の研修参加を積極的に呼びかける。	B	左記研修について積極的に参加を呼びかけた。研修参加者のうち、女性の割合は概ね半々であった。(階層別研修を除く。)	人事課
	人事考課制度の充実と精度の向上	人材育成や組織活性化等のツールとして有効活用しうる人事考課制度を構築し、人事考課結果の精度向上と人材育成基本方針に掲げる各種取組方針の実施と運用方法の改善を行う。	B	係長研修などにおいて制度の周知に努めており、女性の管理職登用の資料として有効に活用できた。	人事課
	NPO法人などの社会貢献活動団体の新たな創設を促し、活動基盤強化への支援を行う。	NPO法人等の設立や活動への相談・支援を引き続き行う。市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行う。また、WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金を通じて、地域の課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を継続して支援する。	B	NPO法人等の設立や活動への相談・支援を行った。また、WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金の事業の周知等、団体の活動のサポートを行った。市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行った。	市民協働推進課

(2) 社会活動への積極的参画の推進

内容	事業名/事業の詳細	評価とその理由	担当課	
女性グループの活発な自主活動の推進・女性リーダーの育成支援	地区自治振興会やNPO法人・ボランティア団体などが行う社会貢献活動などに参加する人が増え、活動が活性化するように啓発・支援を行う。	各種団体の行事予定や活動写真等を市公式ウェブサイトに掲載するとともに、本庁舎に設置した「WeLoveなるとまちづくり活動応援掲示板」を活用して、イベント参加者や会員募集などの告知もサポートするなど、団体の活動に対して、市民の関心が高まるよう、広報面での支援を行う。飛び込み型出前市長室も引き続き行い、地域の課題把握や活動の担い手の発掘に努める。	B 地区自治振興会や各種ボランティア・NPO団体の行事予定や活動写真を市公式ウェブサイトに掲載し、多くの市民に周知し、参加を呼び掛けた。各団体の情報を掲載した地域デビュー支援ページを開設、それに伴い地域デビュー手引書を作成した。また、飛び込み型出前市長室で市長が団体の活動に参加し、意見交換を行い、地域の課題解決に努めるとともに、地域の活動を支えていく人材の発掘に努めた。	市民協働推進課
	市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等を通じて高齢者が消費者トラブル等にあわないよう周知啓発する。	市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等の高齢者が集まる機会や、学校教育課との連携で中学生や保護者にも視点を向けた、事例を説明紹介するなど消費者問題の啓発活動を進めていく。また、昨年に引き続き自転車シミュレーターを活用した、交通安全啓発講座にも積極的に取り組んでいく。	B 市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等を通じて高齢者が消費者トラブル等にあわないよう周知・啓発を行った。	市民協働推進課
	出前講座や市婦人連合会の支援による女性リーダーの育成	女性を対象とした各地区女性学級やうずしお女性学級を開催するほか、生涯学習まちづくり出前講座に「男女共同参画社会の実現に向けて」の講座を設定した。	B 出前講座の依頼はなかったが、各地区女性学級やうずしお女性学級を開催し多くの方の参加があった。	生涯学習人権課
	食生活改善自主活動クラブの育成・地区組織の育成	職場や地域において、健康づくり及び食生活改善の取り組みを推進する指導的人材を育成する。	B 教室実施時の内容を自ら検討するなど、自主的な活動に繋がっている。	健康増進課
	女性部による活動の推進	農協・漁協・徳島県と連携し、理事や役員への登用、各種研修会等への積極的参加の推進、女性部による料理講習会等の活動強化を図る。	A 消費地におけるトップセールスやイベントへの参加をはじめ、特産品を活用した加工商品の企画開発や料理講習会等への協力等、積極的に取り組んだ。	農林水産課
社会活動への積極的な参加	勤労青少年ホームの利用促進	勤労青少年ホームを通じて、男女が共に様々な社会活動や講座に取り組むことで豊かな人間性を養い、社会性や男女平等意識の向上を図る。	B 勤労青少年ホームを通じて、男女が共に様々な社会活動や講座に取り組むことで豊かな人間性を養い、社会性や男女平等意識の向上を図った。	商工政策課

(3) 男女の自立を目指した能力開発の推進

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由	担当課
多角的な能力開発と効果的な活用	労働関係機関が実施する各種講座の周知に努める	求職者や在職者のスキル向上や専門的知識の取得を推進することで雇用拡大や企業の求める人材の育成を図る	B 求職者や在職者のスキル向上や専門的知識の取得を推進することで雇用拡大や企業の求める人材の育成を図った。	商工政策課
女性の経済的自立のための生き方支援	家族経営協定締結の推進	平成27年度末時点で市内133戸の農家が家族経営協定を締結している。28年度は新規締結目標を5戸に定め推進する。(目標138戸)	B 平成28年度末136戸(純増3戸)と堅調に増加している。	農林水産課
男性の生活的自立のための教育・啓発	各農協・漁協等の生産者団体において、男性も参加できる料理講習会の開催	農協・漁協等と連携した魚の裁き方教室などをはじめ、料理講習会等の開催を推進する。	B 漁協等関係機関と連携した料理講習会等の継続が図られた。	農林水産課

人事課 秘書広報課 市民協働推進課 健康増進課 人権推進課 商工政策課 農林水産課 生涯学習人権課	8課 15事業
--	----------------

基本目標3：男女が互いを思いやり あんしんして暮らせる なるよ ～必要とされる多種多様な支援を実現するために全庁的に連携します～

(1) 暴力を許さない社会づくりの推進

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由	担当課
意識変革のための施策の推進	高齢者虐待防止法および養護者支援に関する法律等権利擁護事業	市と市内6か所の地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署・民生委員等の関係者間連携によりDVを含む高齢者虐待に関する被害の防止と早期対応による支援・啓発活動を行う。	B 基幹型地域包括支援センターを中心に、市と市内6か所の地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署・民生委員等の関係者が連携し、高齢者虐待の予防、早期発見に対応している。	長寿介護課
	「鳴門パートナーシップDV対策会議」の設置	庁内連絡会・法務局・警察・民間シェルター等とのネットワークを推進し、DV防止につなげる。	B 庁内や県等の関係機関との会議開催や連携を図った。今後も、さまざまな問題解決ができるよう連携し取り組む。	人権推進課
	パンフレット、リーフレットの作成と周知啓発	DV防止のパンフレット、リーフレットを新たに作成し、広く啓発活動に用いる。	A 学校関係や各関係機関へのリーフレットを配布するあたり、新しくリーフレット作成に取り組むとともに、協力してもらえる関係機関へ設置した。	人権推進課
学校での人権教育による予防啓発の推進	若年層からのDV被害防止に向けた意識啓発	市内中学校や高校を対象にしたデートDV防止に向け、リーフレットを活用した周知啓発を図る。	B デートDVの存在を知らせるために説明会等での周知を行っているが、今後については、教育機関(学校等)へのリーフレット設置等に取り組む。	人権推進課

(2) 安心して相談できる体制の確立

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
ワンストップ支援の遂行	市民相談	市民相談でDV等と思われる相談内容については連携してあたる。	B	平成28年度内に、DVIに関する相談は無かったが、今後そのような相談事案があった場合は、適切に対応していく。	秘書広報課
	高齢者総合相談窓口の設置	高齢者の生活全般や権利擁護に関する総合的な相談窓口を長寿介護課に設置し、社会福祉士・保健師等を配置。安心して相談できる体制を整備し、関係者間連携による早期対応を行う。	B	市内5か所に設置した地域包括支援センターや基幹型地域包括支援センターと連携し、様々な相談に対応している。	長寿介護課
他課窓口業務者との協力体制による早期発見	国民健康保険制度の説明および保険の切り替え	国民健康保険に係る相談等を随時、受付。必要な説明、手続等を行う。	B	相談等を随時受付し、必要な説明、手続等を行っている。また、郵便物の送付先など細やかな配慮を行っている。	保険課
	相談・訪問指導	妊産婦・乳幼児への相談・訪問を通して育児不安の軽減や育児支援、各健診等での経過観察を必要とする児や、虐待のハイリスク児等への個別支援へとつなげる。	B	子育て世代包括支援センターでの相談や、家庭への訪問を通じて、支援を必要とする妊産婦・乳幼児の早期発見や支援に努めた。	健康増進課
相談者のこころに寄り添える専門相談員の養成	介護相談員派遣事業	所定の養成研修を修了し、市から委嘱を受けた介護相談員が、介護保険施設などで利用者の疑問や不安の声を聴き取り、施設等への橋渡しをすることにより、利用者の疑問の解消や不安の解決を図る。	A	新たに相談員を養成し、4名増員した。年4回の相談員連絡会と年2回の介護保険施設等への報告会の開催により、相談員のスキルアップと利用者の権利擁護につながっている。	長寿介護課
鳴門市女性支援センター『ぱあとなー』の業務拡充	女性子ども支援センター『ぱあとなー』の充実	DVの防止、DV被害者の迅速な救済支援とともに児童虐待の防止と迅速な救済支援。	A	相談員による関係機関や関係各課との連携により、相談者への迅速な支援を行っており、引き続き支援を行っていく。	人権推進課
	女性子ども支援センター『ぱあとなー』の市公式ウェブサイトのリニューアル	DVの早期発見と防止の啓発を図るとともに、DV被害者の相談チャンネルを増やし、救済と支援につなげる。	B	DVIに関するリーフレットを、年度末に作成したことにより、市公式ウェブサイトへの掲載を行い、支援の活用を図る。	人権推進課
	DV被害女性に対するきめ細やかな支援の推進	関係機関との連携によりワンストップ支援を実現する	B	必要に応じた行政サービスの提供等を行った。	人権推進課
	「女性のためのカウンセリング事業」の拡充	DV被害者のカウンセリング事業を拡充し、相談者への支援を拡充する。	A	従来のカウンセリングに加えて、新たに臨床心理士によるカウンセリング事業を追加し、相談者への支援を拡充した。	人権推進課
	性別違和など性同一性障がいに対する相談の支援	さまざまな性別違和に関する相談を行い、性別に関する理解を深め、支援につなげる。	B	性別違和に関する相談も受け、相談支援を行った。引き続き、相談支援を図っていく。	人権推進課

(3) 被害者の保護と救済支援体制の強化

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
保護命令制度の情報提供と補助	DVおよびストーカー行為等の被害者保護のための支援措置	住民基本台帳法に基づき、支援措置申出者の住民票・戸籍の附票の交付及び閲覧の制限を行う。	B	個々の状況に応じて支援措置を行った。	市民課
	保護命令についての情報提供および申立書作成補助	DV被害者を加害者から守る裁判所が発行する保護命令制度を周知するとともに、DV被害者の保護命令の申立書の作成補助を行う。	B	保護命令が必要な相談者については、書類作成等の支援ができるようにしている。(平成28年度 保護命令 0件)	人権推進課
長寿介護課を通じた地域包括支援センターへの情報提供と連携	養護老人ホーム等への緊急時安全体制の整備	地域包括支援センターや医療機関・地域の関係団体との連携による、高齢者虐待等による被害者の保護と救済支援体制の整備を図る。	B	高齢者を支えるセーフティネットとして、介護保険等ではカバーできないニーズに対応できる体制を整えている。	長寿介護課
	成年後見制度相談窓口の開設	成年後見制度利用に関する支援および高齢者の虐待や消費者被害等の防止、認知症高齢者や家族への支援等権利擁護に関する相談を受け付け、専門相談員によるアドバイスを行い、継続支援を要する相談者には、地域包括支援センターと連携しながら対応を行っている。	B	全国的にも成年後見制度利用件数が増えていることから、高齢者虐待防止や成年後見人制度の普及啓発へ向けて、関係者が連携しながら支援している。	長寿介護課
	(小)地域ケア会議の開催	高齢者が心身の健康を保持し、住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持継続していくことができるよう、基幹型地域包括支援センターが、中心となって地域の関係機関等と連携し、情報共有や役割分担を行い必要なケアマネジメント支援を推進する。	B	関係者間での情報共有や役割分担により、個別事例の課題解決に繋がっている。	長寿介護課
	地域包括支援センターの機能強化の推進	5か所の地域包括支援センターに加え、基幹型地域包括支援センターを設置し、相談体制の強化やネットワークづくりを強化する。	B	幹型地域包括支援センターが中心となって5か所の地域包括支援センター職員に対し、研修会・連絡会を実施するなど連携・機能強化を図った。	長寿介護課
民間団体との連携体制の強化	民間団体とのDV被害者緊急一時保護委託契約の締結	鳴門市民であるDV被害者で緊急的な安全確保が必要な方に、避難所への入所費用の助成を行う。	A	緊急的な安全確保が必要な方に、避難可能な施設提供を行った。	人権推進課
子どもいきいき課を通じた子どもの情報確認等、関係機関との連携	DV被害者の子どもの保護に関する保育園との連携支援	家庭児童相談員との連携により、支援体制を充実させる。	B	家庭児童相談員と保育施設との連携が概ね円滑に図れた。	子どもいきいき課

(4) 被害者の自立までをサポートする体制づくり

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
各種社会福祉支援制度の情報提供と手続き支援	国民年金制度についての情報提供	将来の年金給付について各種手続きの周知及び説明を行う。	B	担当課との連携により、当事者の年金種別によって手続きの支援を行った。	市民課
	国保加入の手続き	安心して医療を受けることが出来るよう、国保加入に係る手続きを随時受付。保険証の即時発行など環境整備を行う。	B	相談等を随時受付し、必要な説明、手続等を行っている。また、郵便物の送付先など細やかな配慮を行っている。	保険課
被害者に応じた支援プログラムの遂行	権利擁護推進事業	高齢者の虐待や消費者被害および認知症高齢者等家族の支援に努めるとともに、早期発見・防止に向けての体制づくりを推進する。	B	市の相談窓口や地域包括支援センターでの関係者間連携体制の整備に努めている。	長寿介護課
同伴家族(子ども・親)に対する支援	鳴門市要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携し、要保護児童の支援に努める。	要保護児童に対応する体制の強化を固めるため、関係機関と連携を図り児童虐待等へのきめの細かい支援を行う。	A	要保護児童の支援に関しては、庁内・庁外の関係機関との連携を図り、支援に取り組んだ。	人権推進課
	DV被害者の子どもの転校時における学校・幼稚園との連携支援を行う	円滑な就学のための手続きの周知と居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底を行う	B	DV被害者の就学手続きについては、学校(園)と連携しながら、厳重な情報管理を行い、適切な手続きを執っている。	学校教育課
被害者への経済的自立に向けた就業支援	生活保護の適正実施および自立支援のため、就労相談事業を拡充する。	毎週金曜日、専門員による相談窓口を設け、就労可能な被保護者に対して就労開始に向けた助言・指導を行う。 また、ケースワーカーとの同行訪問を実施し、遠隔地の保護受給者への就労サポートを行う。	B	DVの被害者が経済的に自立できるよう、必要に応じて生活保護を実施し、また就労可能と判断できる方には就労相談事業について周知し、参加を呼びかけた。	社会福祉課
各種社会福祉支援制度の情報提供と手続き支援	生活保護制度の情報提供および適正実施を行う。	相談者に対して、活用可能な施策等に関する情報提供及び活用のための支援を行う。 また、要保護世帯に対して必要な保護を行い、自立に向けた援助を行う。	B	生活困難で相談されるDVの被害者に対し、生活保護の制度説明と必要に応じた制度実施を行った。	社会福祉課
住宅の確保に向けた支援	市営住宅のDV被害者支援措置制度の充実を図る	市営住宅優先入居選考基準においてDV被害者について点数を加算することができる	B	関係課と連携を行い、支援が必要な場合は対応している。	まちづくり課
個人情報保護に関する支援措置	個人情報保護に関する支援措置	選挙人名簿の縦覧・閲覧できるのは本人のみ。	B	28年度に縦覧・閲覧の申出がなかった	選挙管理委員会

(5) DVを地域からなくす環境整備

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
DV被害者救済支援の広域化推進	「鳴門パートナーシップDV対策会議」の設置	職員・法務局・警察・民間シェルター代表者等のネットワークにより、DV被害者に対するきめの細かい支援を推進する。	A	さまざまな相談者への支援については、DV対策会議や関係機関との情報連携により、支援に取り組んだ。	人権推進課
	他の自治体との「パートナーシップ協定」の締結	広域でのDV相談支援を可能とする協定を結ぶ	B	現在、パートナーシップ支援協定の2市町であり、近隣市町との状況を把握しながら、検討する。	人権推進課
職務関係者の資質向上への取組	相談員の資質向上のための研修やセミナー受講	相談員の資質向上のため、様々な研修・セミナー等への参加を進める。	A	相談員のスキルアップのため、計画的に研修会やセミナー、協議会等に積極的に参加し、相談員のスキルアップを図った。	人権推進課
	相談員のためのメンタルヘルスケアの実施	「援助者の心の疲れチェックリスト」によるメンタルケア、ケース検討会での意思疎通による日々の不安や悩みの解消、「メンタルヘルス相談」の利用。	A	従来のカウンセリングに追加して、臨床心理士のカウンセリングを設け、相談者のみならず相談員のメンタルケアに取り組んだ。	人権推進課
	定期的なケース検討会議やスーパービジョンの実施	ケース会議を行い、相談内容の共有を図るとともに、専門カウンセラーの助言により、より高度な相談業務を目指す。	A	臨床心理士のスーパービジョンとカウンセリングを取り入れ、相談業務に取り組めるよう、充実を図った。	人権推進課
学校におけるデートDV防止の啓発	若年層からのDV被害防止に向けた意識啓発	若年層を対象として意識啓発を行い、早期発見・通報ができる体制づくりを行い、DV被害の未然防止に努める。	B	説明会等で周知啓発を行っているが、さまざまな関係機関へのリーフレット設置等に取組む。	人権推進課
	中学・高校生を対象とするデートDVの防止啓発	中学生や高校生を対象にしたデートDV防止に向けた啓発活動を実施する。	B	デートDVIについて、説明会等での周知を行っている。今後は、学校等へデートDVリーフレット設置にも取組む。	人権推進課
	いのちの尊さや性に対する正しい知識を育てる	中学生に対する啓発内容及び方法について、職員・教員において検討する	B	学活、道徳、保健の授業において、命の尊さや、自己を大切にす心、他者を尊重する心、性差に対する正しい知識の育成に努めている。	学校教育課
DV防止を市民全体に広げる取組み	パンフレット、リーフレットの作成配付	DV防止のパンフレット、リーフレットを制作し、広く啓発活動に用いる。	A	関係機関へのリーフレットを配布するあたり、新しくリーフレット作成に取り組むとともに、協力してもらえる関係機関へ設置し啓発活動を行った。	人権推進課

秘書広報課 社会福祉課 選挙管理委員会	市民課 子どもいきいき課	保険課 まちづくり課	健康増進課	長寿介護課 学校教育課	人権推進課	11課 40事業
---------------------------	-----------------	---------------	-------	----------------	-------	----------

基本目標4：男女が集まるにぎわいのある なんと

～国際交流や国際的な活動の場での
人権尊重と男女共同参画を実現します～

(1) 国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由	担当課
国際理解と国際交流の推進	ドイツ・中国からの国際交流員の受け入れ	ドイツと中国から国際交流員を受け入れ、国際交流を推進する。	B ドイツ及び中国から新たな国際交流員を受け入れ、国際交流員による市民を対象としたドイツ語・中国語講座の開講をはじめ、イベント参加等をおおして、国際理解を深めた。	文化交流推進課
	鳴門教育大学で学ぶ世界各国の留学生を小学校に招待し、交流事業を行う	留学生との交流を希望する小学校1校について2名の留学生を招待し、子どもたちと鳴門教育大学との留学生の異文化交流を図る	B 外国語活動も定着し、児童も積極的に交流事業に参加しているため、異文化に対する理解や興味も深まっている。	学校教育課
外国人が暮らしやすい環境の整備と支援	語学講座等の開設	鳴門教育大学と連携し、市内在住外国人向けの相談業務や語学講座の開設等の支援を行う。	B 鳴門教育大学の学生ボランティアが週1回の日本語講座を実施。市は会場の提供と日本語講座を希望する外国人への情報提供を行った。	文化交流推進課
国際交流事業への積極的支援	市民主導の国際交流事業	鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会等の交流団体を支援し、市民主導の交流を促進する。	B リユーネブルク市の使節団やドイツの独日協会の受け入れ時に、鳴門日独友好協会を中心とした交流を行った。また、中国張家界市の使節団受け入れ時には、鳴門日中友好協会が中心となって交流するなど、市民レベルでの交流が深まった。	文化交流推進課
	地域力・市民力で観光を盛り上げるとともに、外国人観光客の積極的な誘致を図る。	市民による観光ボランティアガイド等の充実や外国人観光客の受け入れ体制の強化を図る。	B 社会活動である観光ボランティアガイドを男女で共同で実施した。	観光振興課

文化交流推進課 観光振興課 学校教育課	3課 5事業
---------------------	--------

基本目標5：男女がにこにこ心豊かに働ける なる

～職場での男女平等の実現と就労環境の整備、
男性の育児や介護への参画等多様な働き方に対する支援を実現します～

(1) 働く場での男女平等の実践

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
働きやすい就労環境の整備	男性職員の、妻の出産休暇の取得や育児への積極的参加の啓発	男性職員の育児休業、配偶者の出産や育児参加のための休暇制度について周知するなど、男性職員の育児や育児参加について周知・啓発を行う。	A	該当するすべての男性職員に対して、育児休業等の制度について説明を行った。	人事課
女性の経営参画意識の啓発	家族経営協定締結の推進	平成27年度末時点で市内133戸の農家が家族経営協定を締結している。28年度は新規締結目標を5戸に定め推進する。(目標138戸)	B	平成28年度末136戸(純増3戸)と堅調に増加している。	農林水産課
働く場における男女平等意識啓発の実践	業務以外での慣習の見直し	女性職員のみにおこなわせている慣習は撤廃する。	B	現在、女性職員のみが行う慣習が無い。	教育総務課

(2) 女性の就労環境の整備

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
働きやすい就労環境の整備	子育て支援制度の活用推進	出産や育児に関する支援制度について、周知徹底を図り制度の活用を促進する。	A	支援制度について庁内LANに掲載するほか、該当するすべての職員に対して制度について説明を行った。また、該当職員の所属長に対して、該当職員の制度の活用について配慮するよう通知を行った。	人事課
	ハラスメント防止を目的とする研修や庁内LANを通じての啓発	ハラスメントに対する正しい認識と、配慮や対処方法を習得するための研修を実施する。また、ハラスメントに関する相談窓口について周知を図る。	A	ハラスメント対策の研修を管理職員以外の職員を対象に実施した。(平成27年度は管理職員を対象に実施)また、相談窓口等について庁内LANに掲載した。	人事課
	各種資料により、労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の周知・啓発	課の窓口に関係機関から送られた資料を提示し周知・啓発に努める。	B	課の窓口に関係機関から送られた資料を提示し周知・啓発に努めた。	商工政策課
	家内労働者・家族従事者に対する労働環境整備の支援・意識啓発の継続	農協広報紙やHP等を活用し、先進事例の紹介や家内労働法・家族経営協定等の制度等の周知に努める。	B	農協広報紙等による制度周知に努めた。	農林水産課
職場における母性保護対策推進と啓発	マタニティマーク配布	妊婦に優しい環境づくりの推進を図るため、マタニティマークの普及啓発を行う。	B	母子手帳交付時にマタニティマークの入ったグッズを配布し、普及啓発を行った。	健康増進課

(3) 多様な働き方に対する支援

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
労働時間の短縮・ワークライフバランスに沿った働き方の推奨	時間外勤務の縮減および年次有給休暇の取得促進に取り組む	時間外勤務の縮減策について検討を行うとともに、連続3日間の有給休暇の計画表での管理などを実施し、有給休暇の取得促進を図る。	B	平成28年度の職員の平均時間外勤務時間数は昨年度と比較して増加したが、平成28年の有給休暇の平均取得日数は昨年と比較して増加した。	人事課
	ワークライフバランスを充実させるための休暇制度の周知	職員のワークライフバランスの充実に貢献することを目的に、育児や介護のための休暇制度について、周知の徹底を図る。	A	育児については、該当するすべての職員に対して制度について説明を行い、介護休暇制度については、庁内LANに掲載するほか、庶務研修において制度の説明を行った。	人事課
多様な働き方に対する情報提供および相談	コミュニティ・ビジネスの推進を図る	地域課題の解決を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて行うコミュニティビジネスの意義や内容を、市公式ウェブサイトを活用し、周知啓発していく。	B	市公式ウェブサイトを活用し、コミュニティビジネスについて周知を行った。	市民協働推進課
	シルバー人材センター運営支援事業	男女に拘らず高齢者の就労を支援し、生きがいづくりの充実や社会参加を促進するため、運営に関する財政支援を行う	B	登録者は187人(男性121人、女性66人)で前年度より男女ともに減少しているが、就業率は前年度より増加して92.5%となり、登録者の生きがいと福祉の充実が図られている。	長寿介護課
休日・夜間の仕事で児童の養育に困ったときの支援	子育て短期支援事業	休日・夜間の仕事のため、児童の養育ができない保護者に対する支援として、児童を施設に短期間保護する。	B	一時的に児童の養育できなくなった保護者や保護者の就労形態に応じた利用の希望に概ね対応できた。	子どもいきいき課
休日の仕事で児童の養育に困ったときの支援	休日保育事業	公立の林崎保育所において、市内の保育所・認定こども園(保育所機能部分)の利用児童を対象に休日の保育を実施する。	A	平成27年度に中断していた休日保育事業を平成28年度から公立保育所で再開した。定期的に利用する児童がいることから、休日に児童を保育できない保護者の支援となっている。今後、保護者の就労情報の把握に努め、必要な人が必要な支援を受けられるよう、保育施設での周知方法についても検討する。	子どもいきいき課
預かり保育の実施	幼稚園において預かり保育を実施する	幼稚園での保育終了後、希望する者を対象に預かり保育を行い、保護者の子育てを支援する	B	就労等で預かり保育を希望する保護者の要望に応えるため、28年度においても、市内12園で実施し土曜は5園で実施した。また、希望者は全て受け入れた。	学校教育課

(4) 女性活躍推進法の周知及び取り組みの促進

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
女性活躍推進に向けた取組	特定事業主行動計画の推進	同計画に定める目標である女性管理職の登用拡大、男性の育児休業取得率の向上を図る。	A	平成28年度における女性管理職の登用率及び男性職員の育児休業取得率ともに前年度を上回った。	人事課
	女性の職業選択に資する情報の公表	女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍の情報を定期的に公表する。	A	市公式ホームページにて情報の公表を行った。	人事課
	男女共同参画推進条例及び女性活躍推進法の周知啓発	説明会等や市公式ウェブサイトへの掲載による周知啓発し、意識の向上を図る。	A	説明会等において、平成27年度実施の女性活躍推進事業の実績を活用し、説明・周知啓発を行った。また、市公式ウェブサイト掲載により周知啓発に努めた。	人権推進課

人事課 市民協働推進課 健康増進課 長寿介護課 人権推進課 子どもいきいき課 商工政策課 農林水産課 教育総務課 学校教育課	10課 18事業
---	----------

基本目標6：男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う なる ～家庭から地域社会へ、男女がお互いを尊重できる社会づくりを実現します～

(1) 働く男女の家庭・地域生活の両立支援

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
平日に来庁できない方への支援	毎月第一土曜日窓口開設	毎月第一土曜日、午前8時30分～12時30分に証明書交付窓口を開設する。	B	証明書交付業務に加え、個人番号制度の開始により、通知カード・個人番号カードの受取りもできるようにしたため、利用者が大幅に増加した。	市民課
働く男女が家庭責任を担える生活環境づくりの推進	延長保育・一時保育・障がい児保育事業、病児・病後児童保育事業	28年度において延長保育(14保育所、1認定こども園)、一時保育(6保育所)、病児・病後保育(1施設、2保育所、1認定こども園)を実施。	A	保護者のニーズに対応する各種事業が継続的に実施できた。病児保育施設については、土曜保育の実施や利用定員の増員を行い、働きながら子育てしやすい環境づくりに努めた。	子どもいきいき課
	放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、公設民営の児童クラブを14か所で実施	A	老朽化した施設については、施設整備に向けて着手し、児童の安心・安全な居場所としての機能を果たせるよう努めた。	子どもいきいき課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の実践

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由	担当課
環境問題への男女共同取り組みの推進	環境保全に関する取り組みへの学習会の開催	身近な水路の再生や地球温暖化対策等環境保全に関する取り組みへの学習会を開催する	B 例年通り環境問題に関する学習会を開催し、男女参画を実践した。	環境政策課
	リサイクルプラザでの環境問題の体験学習に男女を問わず参加できる状況づくり	リサイクルプラザでの男女問わず参加できる体験学習を開催する	B 体験学習について性別を問うことなく募集し、男女で参加できる状況作りを行った。	環境政策課
男女が安心して子育てと介護ができる環境作りの整備	介護予防「65歳からの男の料理教室」の開催	男性の家事への参画、特に料理づくりへの興味・参加を促進することにより、男性の食の自立と介護への参加等ジェンダーフリーの地域づくりを目指す。	B 家庭において料理をするようになった参加者が増えており、男女共同参画への意識づけに繋がっている。	長寿介護課
	鳴門ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり育児の相互援助活動を行う。	A 依頼・提供会員数、活動件数ともに増加している。ファミリーサポートセンターの主催するイベント情報を市公式ウェブサイトやLINEで発信し、事業の周知に努めた。平成29年3月に健康福祉交流センターへ事務所を移転したことで、今後、妊産婦や高齢者への啓発や会員の増加が見込める。	子どもいきいき課
	全保育所(園)で育児支援の充実を図る。	市内すべての保育所で子育て中の不安や悩みを解消するため電話相談など実施。	B パートナー保育園事業を実施し、より身近な相談機関としての保育所の役割を充実させた。	子どもいきいき課
	子ども・子育て支援事業計画(H27~H31年度)の推進を図る。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、各子育て支援事業の施策を実施。	B 平成28年度は、計画の周知を図り、計画の進捗状況を児童福祉審議会に報告し、情報の共有や連携に努めた。	子どもいきいき課
地域における子育て支援の推進	地域子育て支援拠点事業	地域における子育て支援の拠点として保育所や認定こども園、商業施設の空きスペースなどを活用した親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談の援助や関連情報の提供、講習会を開催。	B 大麻町にある認定こども園で新たに事業を実施することで、より保護者が身近に感じ、利用しやすい環境を整えた。	子どもいきいき課

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	避難所における女性・子どもへの配慮	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制を構築し、地域の防災力向上に取り組む。	A H29.3に策定した鳴門市避難所運営マニュアルにおいて、避難所運営委員会を立ち上げるにあたり、男女双方の参画を促すことを明記した。	危機管理課
------------------------	-------------------	---	--	-------

環境政策課	市民課	長寿介護課	子どもいきいき課	危機管理課	5課 11事業
-------	-----	-------	----------	-------	---------

基本目標7：福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える なんと ～社会福祉の充実を図り、心身両面からの総合的支援を実現します～

(1) 高齢者の生活への支援と介護

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
心理的支援と相談および対策	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用促進のため、申し立て経費および後見人への報酬費に関する助成を行い、判断能力が低下した高齢者の権利擁護の推進を図る。	B	市の相談窓口や地域包括支援センターで支援体制を継続して整備している。	長寿介護課
生きがい対策	介護予防普及啓発事業の実施	65歳以上の高齢者を対象に、運動、栄養・口腔・認知症予防・閉じこもり予防などの介護予防教室を開催し、高齢者が生きがいをもって自立した生活が営めるよう支援し、元気高齢者を増やす。	B	目標を持つことができる参加者が増えており、生きがいづくりが図られている。	長寿介護課
	いきいきなるとボランティアポイント事業	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症対応型グループホームや介護保険施設等でボランティア活動を行うことにより、社会活動参加への促進を図り、生きがいづくりを推進する。	B	新規養成研修の実施により参加者がふえており、生きがいづくりが図られ、社会と関わりながら地域で力を発揮できる場づくりに繋がっている。	長寿介護課
	シルバーシティプラン推進事業	「シルバー大学」「うずしお運動会」「グランドゴルフ大会」などを開催し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する 「敬老の日のつどい」を開催し、ダイヤモンド婚・金婚者など的高齢者を祝賀する	B	福祉施策として実施し、継続して支援している。	長寿介護課
老々介護家庭への支援介護の役割・介護労働に対する男女共同参画の徹底	家族介護教室の開催	市内5か所に設置した地域包括支援センターでの家族介護教室や民生委員有志による「介護者家族の会定期相談会」の開催により、老々介護への支援や介護に関する意識・技術の向上を図るとともに、ピアカウンセリング体制により支援する。	B	男女を問わず、誰もが参加できる体制を整備している。	長寿介護課
介護講座・介護相談業務の拡充	総合相談支援事業	市内5か所に設置した地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護を中心とした医療・保健・福祉等生活全般に関する総合的な相談・支援体制を充実させ包括ケア体制の推進を図る。	B	本人や家族からの相談に応じて医療・保健・福祉サービス等の適切な支援につなぎ、継続的な見守りや更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図っている。	長寿介護課

(2) 障がい者の生活支援と介護

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由	担当課
心理的支援と相談および対策		障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	B 相談支援の充実を図るため、専門的職員を配置している障害者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図った。 平成28年度は延べ10,708件の相談を受け、それぞれの内容に応じた助言や支援につなげた。	社会福祉課
	ピアカウンセリングの活用を行うなど相談支援事業の拡充	障がい者等からの要請により、障害種別に応じ、委託事業所(徳島県身体障害者連合会、徳島県手をつなぐ育成会、徳島県精神障害者家族会連合会)の事務所において面談又は電話等により相談支援を行う。	B 身体・知的・精神に障がいのある方や家族からの相談を、各当事者団体で受け付け、不安や悩みに共感するとともに、その解消にむけた助言等を行った。	社会福祉課
障がい者支援のための講座や訓練機会の提供	障がい者のコミュニケーション支援	手話通訳・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援、手話奉仕員の派遣などを実施する。また、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。 また、平成28年度より代読代筆者を派遣する意思疎通支援事業を実施する。	A 手話通訳者設置、音訳、手話通訳・要約筆記者の派遣等に加えて代読・代筆者派遣事業を開始し、障がい者へのコミュニケーション支援を実施するとともに、手話奉仕員の充実・確保のため、委託により手話奉仕員養成講座を実施した。	社会福祉課
地域ネットワークの確立	地域活動支援センターおよび心身障害者等無料バスの利用の促進	障がい者の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。また、障がい者に対して無料バス優待券を交付することにより、障害者の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。	B 本事業を実施することで、障がい者の個々の能力や適性に応じた創作的活動及び生産活動の機会を提供し、生きがいの創出や社会交流の促進を図った。 また、障がい者の外出支援及び経済的支援として無料バス優待券の交付を実施した。	社会福祉課
	地域自立支援協議会の中で、鳴門市身体障害者連合会および鳴門市手をつなぐ育成会との連携の継続	地域自立支援協議会の中で、鳴門市身体障害者連合会および鳴門市手をつなぐ育成会との連携の継続を行う。	B 地域自立支援協議会全体会において、本市の障がい者当事者団体の代表者を委員として委嘱し、会議を通じて本市の障害者福祉施策について意見等を集約し、ニーズに応じた施策展開を図った。	社会福祉課
	個別ケア会議の開催についての体制強化	障がい者の個人の生活課題、個人支援計画の協議等について、本人・家族等、相談支援事業者、サービス事業者、民生委員等と必要に応じて協議する。	B 障がい者の生活課題や支援計画について協議を行うため、本人や家族、相談支援事業者、サービス事業者等関係者による個別ケア会議を開催した。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
バリアフリーの徹底	障害者日常生活用具給付等事業の活用	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行う。	A	事業内容に新規メニューを追加し、用具等を給付することにより、障がい者の在宅生活を支援した。	社会福祉課
	障害者住宅改造促進事業の活用	在宅の重度身体障がい者が、身辺自立の促進と家族の負担を軽減するため、住宅改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の自立を助ける。	B	在宅の重度身体障がい者が、身辺自立の促進と家族への負担を軽減するために必要となる住宅改造に要する経費の一部助成を行った。	社会福祉課
鳴門市奨学金の支給	鳴門市奨学金を支給する	市民税非課税世帯で、母子世帯・父子世帯・障害者世帯など一定の要件をみたす新高校一年生などを対象に、申請により入学費用の一部を奨学金として支給する。	B	28年度は20人に支給した。引き続き平成29年度も実施する。	学校教育課

(3)ひとり親家庭への支援

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由	担当課
ひとり親家族への経済的自立支援	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給(所得制限あり)	A 現在は、約500名が手当てを受給している。市の広報にも掲載して同事業を周知しており、ひとり親家庭の生活水準の向上に貢献している。 平成28年8月からは、手当の多子加算額の増額を実施し、さらなる経済的支援を行った。	子どもいきいき課
	高等技能訓練促進費等事業の周知	ひとり親家庭の父または母が指定された資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業機関の全期間(上限3年)に月額10万円(市町村民税非課税世帯)又は月額7万500円(課税世帯)が支給される。	A 毎年、数名が新規で本事業を利用し、資格を取得している。支給要件が緩和されたことにより、更に利用者が増えた。	子どもいきいき課
	自立支援教育訓練給付金事業の周知	ひとり親家庭の父または母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部(6割、上限20万円)が支給される。	B ニーズは少ないが、本事業を利用して、資格を取得し、経済的自立につながった者もいる。	子どもいきいき課
ひとり親家族への心理的支援と意識改革	母子・父子自立支援員が相談者のニーズにあった情報提供や生活相談の助言に努める。	相談により、悩みを解消し、自立に向けた取り組みができるように支援していく。就労に役立つための各種講習会等の情報提供、貸付の相談等も受け付ける。	A 児童扶養手当の相談や申請時に同席し、生活状況や課題等を把握することに積極的に努め、プライバシーに配慮した個々のニーズに合わせたきめ細かい支援へと繋げることができた。	子どもいきいき課
ひとり親家族への医療費の助成	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保健と福祉の向上の為、その医療費(入院の保険診療分のみ)を助成(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子がいる世帯)ただし、児童扶養手当を支給されている世帯(年金等受給されていることにより児童扶養手当を支給されていない方のうち、児童扶養手当が支給となる所得以下の方も含む)に助成。	A 現在は、約900名が受給者証を所持している。平成28年10月から医療費の助成対象を児童の通院(保険診療分のみ。一部自己負担有り。)についても拡充したことにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に貢献している。	子どもいきいき課
鳴門市奨学金の支給	鳴門市奨学金を支給する	市民税非課税世帯で、母子世帯・父子世帯・障害者世帯など一定の要件をみたす新高校一年生などを対象に、申請により入学費用の一部を奨学金として支給する。	B 28年度は20人に支給した。引き続き平成29年度も実施する。	学校教育課

(4) 一生涯における男女の健康保障

内容	事業名/事業の詳細		評価とその理由		担当課
健診・検査・治療体制の確立と支援	各種がん検診事業 がん検診推進事業	がん検診の重要性の周知、がんの予防及び早期発見の推進を行う。 特定の年齢の方に女性のがんに関する検診手帳及びがん検診無料クーポンを送付し受診の促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図る。	B	特定の年齢の方に女性のがんに関する検診手帳や無料クーポンを送付するとともに、受診勧奨用のリーフレットを作成し医療機関や商店等を通じて配布するなどがん検診についての普及啓発を行った。	健康増進課
	がん検診推進事業(鳴門市単独実施)	子宮頸がん検診対象者である30. 35. 40歳の対象者のうち希望者にHPVウイルス検査を実施する。	B	HPVウイルス検査、胃内視鏡検査及び胃ABC検診を継続して実施した。	健康増進課
	特定保健指導	保健・医療との連携による健康づくり事業を充実させるとともに、内臓脂肪型肥満に着目し生活習慣病を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させる。	A	特定保健指導の実施に取り組み、前年度を上回る実施率となった。 (H27年度49.0%⇒H28年度57.0%)	健康増進課
心とからだの健康相談体制の確立と支援	健康教室	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るため、健康教室や出前講座を実施し、「自らの健康は自らが守る。」という認識と自覚を図る。	B	出前講座や糖尿病運動教室などの運動教室、栄養教室、鳴門病院と連携した健康教室等を開催した。	健康増進課
	健康相談	市役所庁内外での健康相談を実施。	B	市役所庁舎内外での健康相談を継続して実施した。	健康増進課
	市民の誰でもそれぞれの年齢・体力・趣味・目的に応じたスポーツ活動に親しむことができる機会を推進する。	運動を行う楽しさや素晴らしさ、爽快感を感じてもらい、以後継続的に運動やスポーツに親しんでいききっかけになるイベントとして「鳴門市チャレンジデー2016」を開催した。	A	参加率58.5%で対戦相手である茨城県常陸太田市に勝利した。	生涯学習人権課
リプロダクティブライツ/ヘルスの推進と徹底	いのちの尊さや性に対する正しい知識を育てる	授業や学活等において、それぞれの発達段階に応じた内容により、命の尊さや生に対する知識を育てる	A	保健の授業において、命の尊さや、自己を大切にする心、他者を尊重する心の涵養に努めている。28年度は、鳴門教育大学による予防教育の実践が1小学校において実施された。	学校教育課

健康増進課 学校教育課	長寿介護課 生涯学習人権課	社会福祉課	子どもいきいき課	6課 28事業
----------------	------------------	-------	----------	---------

合計	21課 136事業
----	-----------

(2) 基本目標別評価

基本目標ごとにそれぞれの評価の割合をグラフにしました。

詳細については各参照頁をご覧ください。

A 前年度を上回る成果があった

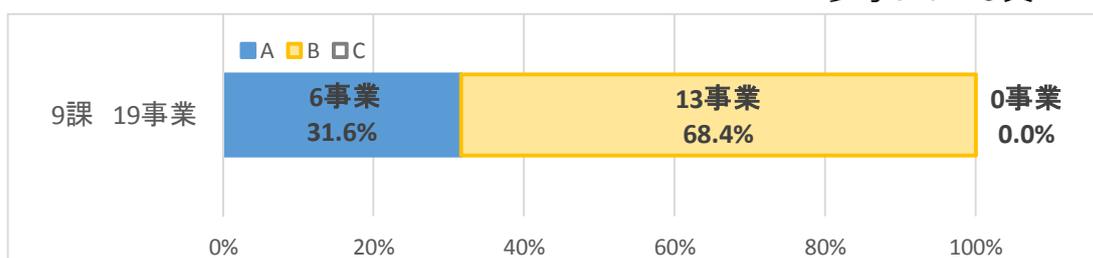
B 現状維持

C 成果なし・後退した

【基本目標】

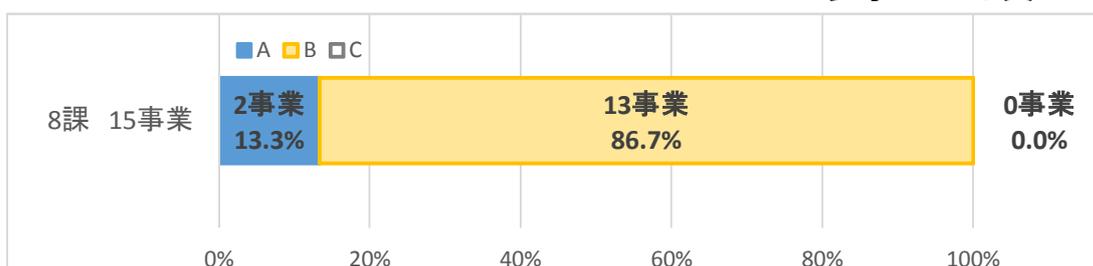
1. 男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なる

参考：4～6頁



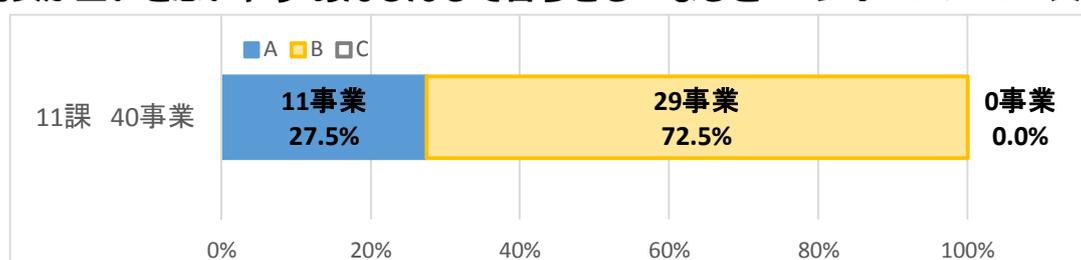
2. 男女が自己の能力を発揮し、社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

参考：7～9頁



3. 男女が互いを思いやり あんしんして暮らせる なる

参考：10～14頁



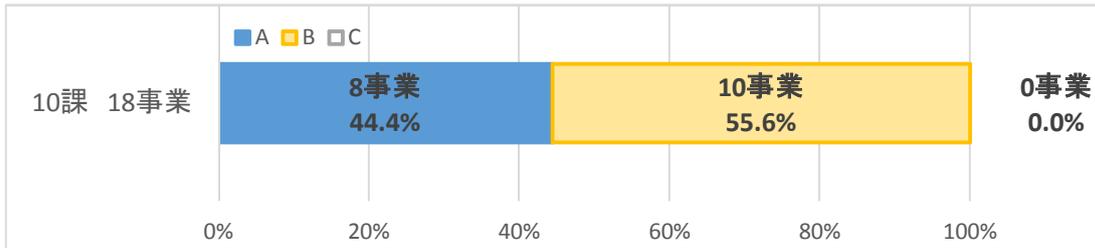
4. 男女が集まるにぎわいのある なる

参考：15頁



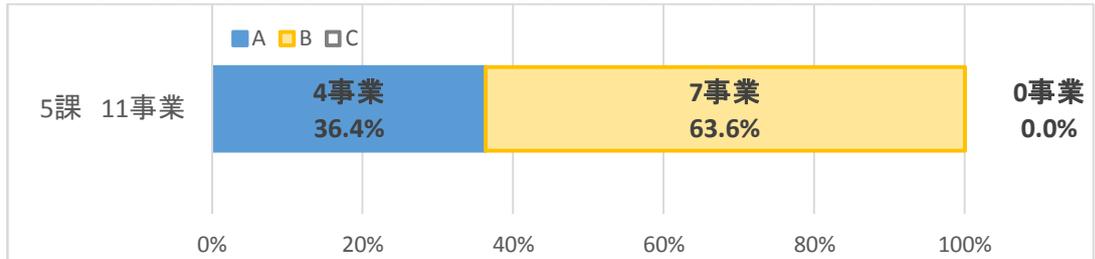
5. 男女がにこにこ心豊かに働ける になると

参考：16～18頁



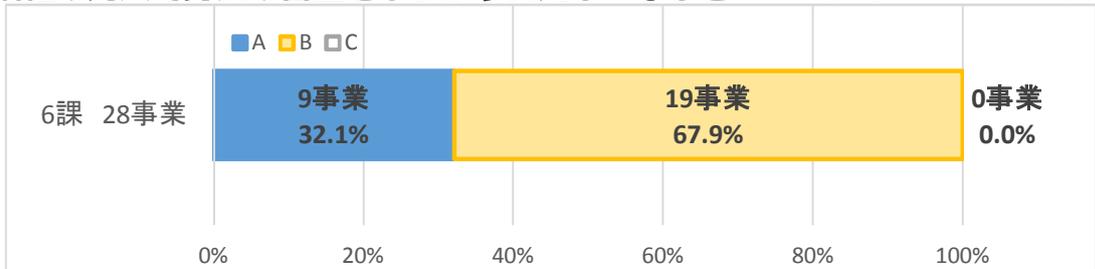
6. 男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う になると

参考：19～20頁

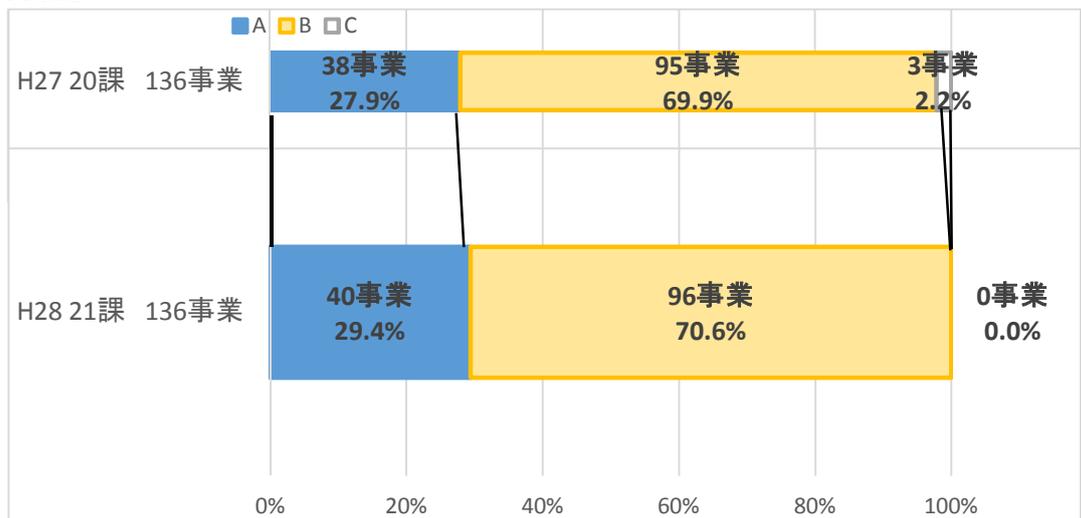


7. 福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える になると

参考：21～25頁



【総合評価】



前年度と比較すると、「A 前年度を上回る成果があった」の評価が1.5ポイント上昇し、「B 現状維持」の評価が0.7ポイント上昇しました。

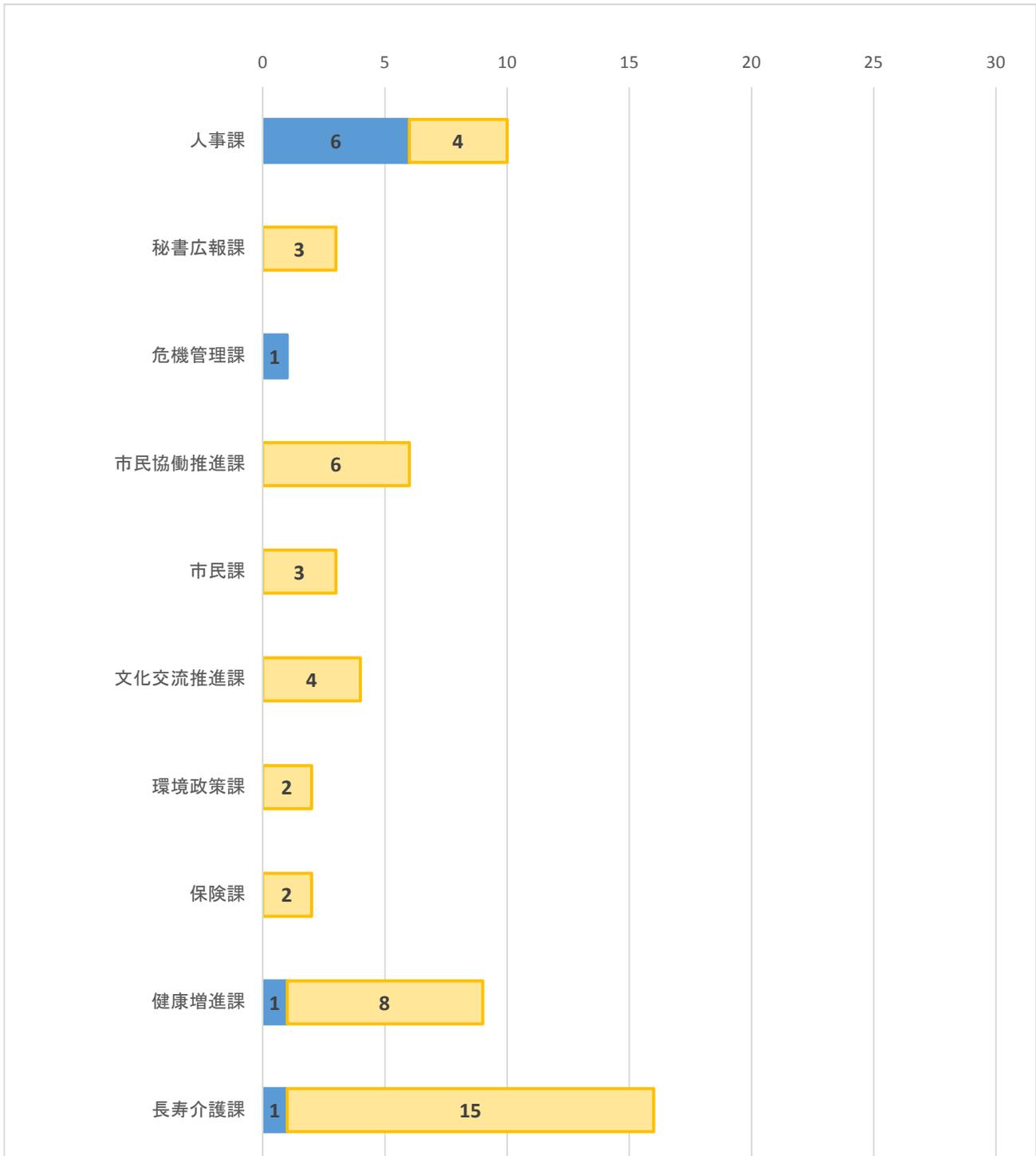
このことから、本市の男女共同参画社会は実現に向けて推進されているものと考えています。

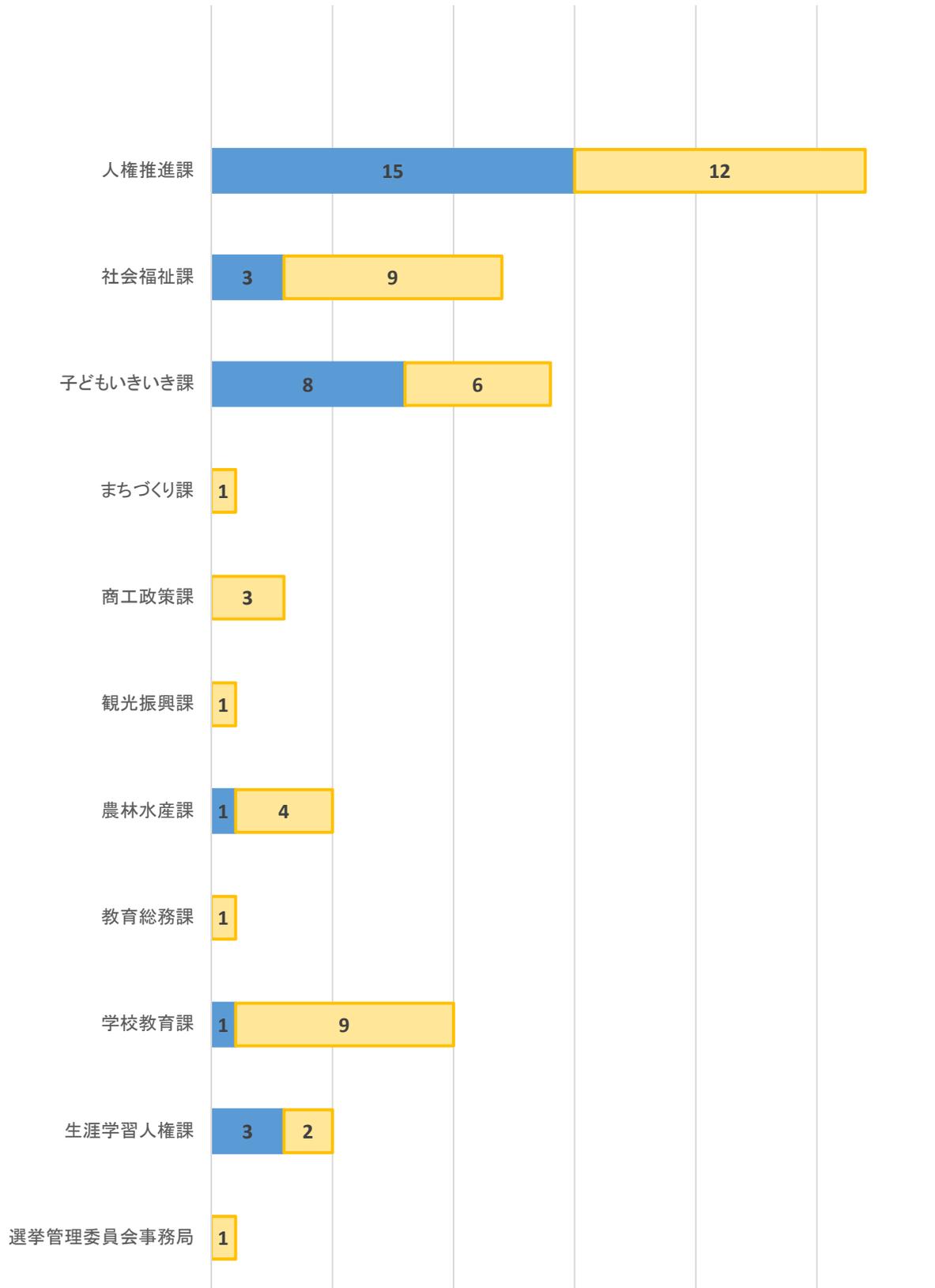
(3) 課別評価

課ごとの評価別事業数をグラフにしました。



課名\事業数





4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について

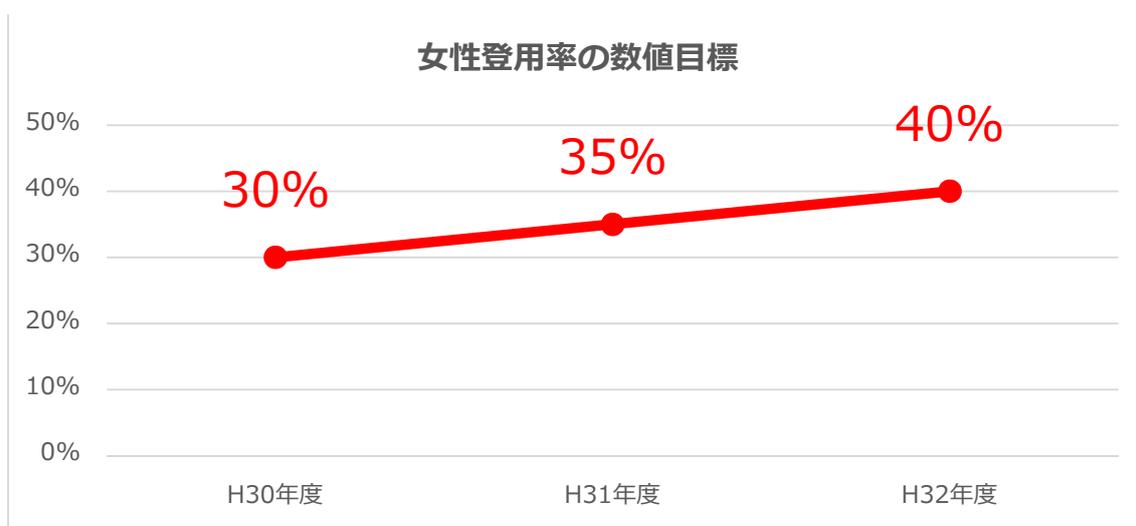
本プランの重要課題として、各課が所管する審議会、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等、また同 180 条の 5 に基づく委員会等における女性委員の登用率の向上、さらに市役所における女性管理職の積極的な登用の推進など、女性の政策決定の場への参画に取り組んできました。2001 年(平成 13 年)の旧プラン策定時より、各課が所管する審議会等の女性委員の登用率を 40%にするという数値目標を掲げています。

地方自治法第 180 条 5 に基づく委員会等の女性委員登用率は、平成 28 年度に低迷し 22.8%となりましたが、平成 29 年度は 26.8%と大幅に上昇しました。

本市が所管する審議会等の女性委員登用率は、調査当初は 14.7%であり、その後毎年確実に上昇を続けていましたが、旧プラン終了時の平成 22 年度は 24.8%と、目標の 40%には遠く及びませんでした。2011 年(平成 23 年)に本プランにあゆみを進めて以降、前期 5 年間は 23 年度の 25.1%から微増を続けていましたが、27 年度より増減を繰り返し、平成 29 年度は前年度より 0.9%低下の 25.2%となりました。

後期の 5 年間も本プランの最終年度である平成 32 年度までに 40%の登用率との目標は継続していますが、登用率の向上を着実なものにするため、各審議会等を所管する各課の事務局に対し数値目標を提案しています。具体的には、現登用率より 5%アップ、または女性委員を 1 人でも増員する等を提案し、登用率の向上を図っています。

特に、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等は、自治会・町内会や PTA 等、地域団体における会長などの役職に就く方で構成されることが多く、男性がその多くを占めていることが女性委員の登用率上昇を阻む要因のひとつとなっています。固定的な性別役割分担意識や性差に関する認識は時代とともに変わりつつあるものの、今後は、若い世代の男性など幅広く地域活動への参画と、地域や PTA 活動における女性リーダーを推進することで、各課所管の審議会等における女性委員の登用率上昇への反映をめざします。



(1) 審議会等における女性委員登用率調査結果

ア. 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況

2017年（平成29年）4月1日現在

目標登用率 平成32年までに **40%**

鳴門市が所管する審議会等

審議会等の数 **55**
総委員数 **916**人

女性委員のいる審議会等の数 **48**
女性委員数 **231**人
25.2%

地方自治法第202条の3に該当する審議会等

審議会等の数 **38**
総委員数 **651**人

女性委員のいる審議会等の数 **33**
女性委員数 **153**人 **23.5%**

地方自治法第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関とする。

女性委員のいない審議会等

〈地方自治法第202条の3に該当する審議会等〉

鳴門市交通安全対策会議
鳴門市文化財保護審議会
鳴門競艇場営業審査委員会
公務災害補償等認定委員会
鳴門市特定空家等対策審議会

〈地方自治法第202条の3に該当しない審議会等〉

鳴門市危険物安全協会
鳴門市農業関係資金推進会議

イ. 審議会等への女性の選任状況一覧

* 区分2に○-地方自治法第202条の3に基づく審議会等

* 区分1に○-上記以外に基づく審議会等

番号	審議会等の名称	設置根拠	区分 1 2	28年4月1日現在					29年4月1日現在					担当課名	前年対比 (ノアップ →変更無 ↓ダウン)	女性 委員 数
				委員数			女性の 割合 〔%〕	女性委員の 増減 〔前年対 比〕	委員数			女性の 割合 〔%〕	女性委員の 増減 〔前年対 比〕			
				総数	女性	男性			総数	女性	男性					
1	鳴門市防災会議	災害対策基本法第十六条	○	41	2	39	4.9	0.0	40	2	38	5.0	0.1	危機管理課	↗	
2	民生委員推薦会	民生委員法第五条	○	13	3	10	23.1	0.0	13	3	10	23.1	0.0	社会福祉課	→	
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	○	26	7	19	26.9	3.8	26	7	19	26.9	0.0	保険課	→	
4	鳴門市介護認定審査会	介護保険法第十四条	○	33	11	22	33.3	0.0	34	11	23	32.4	△ 1.0	長寿介護課	↘	
5	鳴門市環境審議会	環境基本法第四十四条	○	10	2	8	20.0	△ 2.2	10	2	8	20.0	0.0	環境政策課	→	
6	鳴門市廃棄物減量等推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	16	6	10	37.5	0.0	16	6	10	37.5	0.0	廃棄物対策課	→	
7	公設地方卸売市場運営審議会	卸売市場法第十三条	○	14	2	12	14.3	8.0	14	2	12	14.3	0.0	農林水産課	→	
8	鳴門市交通安全対策会議	鳴門市附属機関設置条例	○	18	0	18	0.0	0.0	18	0	18	0.0	0.0	市民協働推進課	→	0
9	鳴門市児童福祉審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	16	7	9	43.8	0.0	18	8	10	44.4	0.7	子どもいきいき課	↗	
10	鳴門市公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	○	123	37	86	30.1	3.5	123	37	86	30.1	0.0	生涯学習人権課	→	
11	鳴門市社会教育委員会	鳴門市社会教育委員条例	○	13	2	11	15.4	1.1	13	2	11	15.4	0.0	生涯学習人権課	→	
12	鳴門市スポーツ推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	18	5	13	27.8	0.0	18	5	13	27.8	0.0	生涯学習人権課 (体育振興室)	→	
13	鳴門市図書館協議会	図書館法第十四条	○	10	4	6	40.0	0.0	10	4	6	40.0	0.0	生涯学習人権課 (図書館)	→	
14	鳴門市文化財保護審議会	文化財保護法第一百五条	○	5	0	5	0.0	0.0	5	0	5	0.0	0.0	生涯学習人権課	→	0
15	鳴門市都市計画審議会	都市計画審議会条例	○	15	3	12	20.0	6.7	15	3	12	20.0	0.0	まちづくり課	→	
16	鳴門市国民保護協議会	国民保護法第四十条	○	40	2	38	5.0	0.0	40	2	38	5.0	0.0	危機管理課	→	
17	鳴門市障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法第15条	○	10	3	7	30.0	△ 6.4	10	3	7	30.0	0.0	社会福祉課	→	
18	鳴門市文化のまちづくり審議会	鳴門市文化のまちづくり条例	○	17	5	12	29.4	0.0	16	5	11	31.3	1.8	文化交流推進課	↗	
19	鳴門市・U-19 市の姉妹都市運営委員会	鳴門市・U-19 市の姉妹都市条例	○	18	7	11	38.9	5.6	17	5	12	29.4	△ 9.5	文化交流推進課	↘	
20	隣保館運営審議会	鳴門市隣保館条例	○	15	4	11	26.7	6.7	15	3	12	20.0	△ 6.7	人権推進課 (人福セ・川崎会館)	↘	
21	鳴門市青少年会館運営委員会	鳴門市青少年会館条例	○	17	5	12	29.4	11.8	17	4	13	23.5	△ 5.9	生涯学習人権課	↘	
22	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例	○	5	2	3	40.0	0.0	5	2	3	40.0	0.0	総務課	→	
23	鳴門市総合計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	27	8	19	29.6	△ 2.5	27	8	19	29.6	0.0	戦略企画課	→	
24	鳴門市奨学生審査委員会	鳴門市奨学金支給条例	○	10	1	9	10.0	0.0	10	1	9	10.0	0.0	学校教育課	→	
25	鳴門市青少年センター運営協議会	鳴門市青少年センター設置条例	○	9	3	6	33.3	0.0	9	1	8	11.1	△ 22.2	学校教育課 (教育支援室)	↘	
26	鳴門市勤労青少年ホーム運営委員会	鳴門市勤労青少年ホーム条例	○	14	4	10	28.6	14.3						商工政策課	H28年度 中、解散	
27	鳴門市競艇場営業審査委員会	鳴門市競艇場における営業に関する条例	○	8	0	8	0.0	0.0	8	0	8	0.0	0.0	ポートレース事業課	→	0
28	公務災害補償等認定委員会	鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例	○	5	0	5	0.0	0.0	5	0	5	0.0	0.0	人事課	→	0
29	鳴門市人権施策推進審議会	鳴門市人権条例	○	15	4	11	26.7	0.0	14	4	10	28.6	1.9	人権推進課	↗	

29	鳴門市職員倫理審査会	鳴門市の公務員倫理に関する条例	○	3	1	2	33.3	0.0	3	1	2	33.3	0.0	人事課	→		
30	鳴門市特別職報酬等審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	10	2	8	20.0	0.0	10	2	8	20.0	0.0	人事課	→		
31	鳴門市地域包括支援センター運営協議会および鳴門市地域密着型サービス運営委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	11	5	6	45.5	0.0	11	5	6	45.5	0.0	長寿介護課	→		
32	鳴門市予防接種健康被害調査委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	5	1	4	20.0	3.3	5	1	4	20.0	0.0	健康増進課	→		
33	鳴門市老人ホーム入所判定委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	6	1	5	16.7	0.0	6	1	5	16.7	0.0	長寿介護課	→		
34	鳴門市教育支援委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	11	3	8	27.3	0.0	11	3	8	27.3	0.0	学校教育課	→		
	鳴門市地域の医療を地域で守るための条例策定審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	17	7	10	41.2	16.2						健康増進課		H28年度中、解散	
	鳴門市中小企業振興基本条例策定審議会	鳴門市中小企業振興基本条例策定審議会条例	○	15	2	13	13.3	0.0						商工政策課		H28年度中、解散	
35	鳴門市水道事業審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	14	5	9	35.7		14	5	9	35.7	0.0	水道企画課	→		
36	鳴門市特定空家等対策審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	7	0	7	0.0		7	0	7	0.0	0.0	まちづくり課	→	0	
37	鳴門市いじめ問題等対策委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	6	1	5	16.7		6	2	4	33.3	16.7	学校教育課(教育支援室)	↗		
38	鳴門市教育振興計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	○						12	3	9	25.0	-	学校教育課		H28年度中、設置	
第202条の3に基づく審議会 (%)				H28年度				24.3	H29年度				23.5				

39	鳴門市食育推進市民会議	食育基本法等32条	○	15	10	5	66.7	0.0	15	10	5	66.7	0.0	農林水産課	→		
40	鳴門市健康づくり推進協議会	鳴門市健康づくり推進協議会設置要綱	○	15	3	12	20.0	0.0	15	3	12	20.0	0.0	健康増進課	→		
41	鳴門市少年婦人防火委員会	消防クラブ、婦人消防クラブ強化(S54.消防予防第160)	○	10	3	7	30.0	10.0	11	2	9	18.2	△ 11.8	予防課	↘		
42	鳴門市危険物安全協会	鳴門市危険物安全協会会則	○	13	0	13	0.0	0.0	13	0	13	0.0	0.0	予防課	→	0	
43	鳴門市明るい選挙推進協議会	鳴門市明るい選挙推進協議会規約	○	13	10	3	76.9	0.0	13	10	3	76.9	0.0	選挙管理委員会事務局	→		
44	鳴門市給食センター運営委員会	鳴門市学校給食センター条例施行規則	○	15	5	10	33.3	2.1	15	5	10	33.3	0.0	教育総務課	→		
45	鳴門市視聴覚メディアセンター運営委員会	鳴門市視聴覚メディアセンター設置規則	○	9	2	7	22.2	0.0	9	2	7	22.2	0.0	学校教育課(教育支援室)	→		
46	鳴門市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備促進法	○	15	2	13	13.3	0.0	15	2	13	13.3	0.0	農林水産課	→		
47	鳴門市農業関係資金推進会議	鳴門市農業関係資金推進会議設置運営要領	○	10	0	10	0.0	0.0	10	0	10	0.0	0.0	農林水産課	→	0	
48	鳴門市経営生産対策推進会議	経営対策体制整備推進事業実施要綱	○	15	1	14	6.7	0.0	15	1	14	6.7	0.0	農林水産課	→		
49	鳴門市教育委員会衛生委員会	鳴門市教育委員会衛生委員会規程	○	7	4	3	57.1	0.0	7	4	3	57.1	0.0	教育総務課	→		
50	鳴門市食育推進ワーキンググループ	鳴門市食育推進計画策定委員会設置要綱	○	17	10	7	58.8	0.0	17	10	7	58.8	0.0	農林水産課	→		
51	鳴門市スポーツ推進委員会	鳴門市スポーツ推進委員会に関する規則	○	25	5	20	20.0	4.0	25	5	20	20.0	0.0	生涯学習人権課(体育振興室)	→		
52	鳴門市人権擁護委員会	鳴門市人権擁護委員会設置要綱	○	10	4	6	40.0	0.0	10	3	7	30.0	△ 10.0	人権推進課	↘		
53	鳴門市パートナーシップDV対策会議	鳴門市パートナーシップDV対策会議設置要綱	○	16	8	8	50.0	△ 3.3	16	9	7	56.3	6.3	人権推進課	↗		
54	鳴門市要保護児童対策地域協議会	鳴門市要保護児童対策地域協議会運営要綱	○	31	9	22	29.0	1.8	33	9	24	27.3	△ 1.8	人権推進課	↘		
55	アジア初演「なると第九」ブランド化プロジェクト推進協議会	アジア初演「なると第九」ブランド化プロジェクト推進協議会設置要綱	○	26	4	22	15.4	0.0	26	3	23	11.5	△ 3.8	文化交流推進課(「第九」ブランド化推進室)	↘		
第202条の3以外に基づく審議会 (%)				H28年度				30.5	H29年度				29.4				

計 (%)	H28年度	26.1	H29年度	25.2
--------------	--------------	-------------	--------------	-------------

ウ. 審議会等への女性の選任状況（部別の状況）

2017年（平成29年）4月1日現在

企画総務部

番号	審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
1	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0	総務課
2	公務災害補償等認定委員会	5	0	0.0	人事課
3	鳴門市職員倫理審査会	3	1	33.3	人事課
4	鳴門市特別職報酬等審議会	10	2	20.0	人事課
5	鳴門市総合計画審議会	27	8	29.6	戦略企画課
6	鳴門市防災会議	40	2	5.0	危機管理課
7	鳴門市国民保護協議会	40	2	5.0	危機管理課
7 審議会		130	17	13.1	

市民環境部

番号	審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
8	鳴門市交通安全対策会議	18	0	0.0	市民協働推進課
9	鳴門市文化のまちづくり審議会	16	5	31.3	文化交流推進課
10	鳴門市・リニューアル市姉妹都市運営委員会	17	5	29.4	文化交流推進課
11	アジア初演「なると第九」ブランド化プロジェクト推進協議会	26	3	11.5	文化交流推進課 （「第九」ブランド化 推進室）
12	鳴門市環境審議会	10	2	20.0	環境政策課
13	鳴門市廃棄物減量等推進審議会	16	6	37.5	廃棄物対策課
6 審議会		103	21	20.4	

健康福祉部

番号	審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
14	国民健康保険運営協議会	26	7	26.9	保険課
15	鳴門市予防接種健康被害調査委員会	5	1	20.0	健康増進課
16	鳴門市健康づくり推進協議会	15	3	20.0	健康増進課
17	鳴門市介護認定審査会	34	11	32.4	長寿介護課
18	鳴門市地域包括支援センター運営協議会および鳴門市地域密着型サービス運営委員会	11	5	45.5	長寿介護課
19	鳴門市老人ホーム入所判定委員会	6	1	16.7	長寿介護課
20	鳴門市人権施策推進審議会	14	4	28.6	人権推進課
21	鳴門市人権擁護委員会	10	3	30.0	人権推進課
22	鳴門パートナーシップDV対策会議	16	9	56.3	人権推進課
23	鳴門市要保護児童対策地域協議会	33	9	27.3	人権推進課
24	隣保館運営審議会	15	3	20.0	人権推進課 (人福セ・川崎会館)
25	民生委員推薦会	13	3	23.1	社会福祉課
26	鳴門市障害支援区分認定審査会	10	3	30.0	社会福祉課
27	鳴門市児童福祉審議会	18	8	44.4	子どもいきいき課
14 審議会		226	70	31.0	

選挙管理委員会事務局

番号	審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
28	鳴門市明るい選挙推進協議会	13	10	76.9	選挙管理委員会 事務局
1 審議会		13	10	76.9	

経済建設部

番号	審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
29	鳴門市都市計画審議会	15	3	20.0	まちづくり課
30	鳴門市特定空家等対策審議会	7	0	0.0	まちづくり課
31	公設地方卸売市場運営審議会	14	2	14.3	農林水産課
32	鳴門市食育推進市民会議	15	10	66.7	農林水産課
33	鳴門市農業振興地域整備促進協議会	15	2	13.3	農林水産課
34	鳴門市農業関係資金推進会議	10	0	0.0	農林水産課
35	鳴門市経営生産対策推進会議	15	1	6.7	農林水産課
36	鳴門市食育推進ワーキンググループ	17	10	58.8	農林水産課
8 審議会		108	28	25.9	

消防本部

番号	審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
37	鳴門市少年婦人防火委員会	11	2	18.2	予防課
38	鳴門市危険物安全協会	13	0	0.0	予防課
2 審議会		24	2	8.3	

企業局

番号	審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
39	鳴門競艇場営業審査委員会	8	0	0.0	ボートレース事業課
40	鳴門市水道事業審議会	14	5	35.7	水道企画課
2 審議会		22	5	22.7	

教育委員会

番号	審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占める割合(%)	担当課名
41	鳴門市給食センター運営委員会	15	5	33.3	教育総務課
42	鳴門市教育委員会衛生委員会	7	4	57.1	教育総務課
43	鳴門市奨学生審査委員会	10	1	10.0	学校教育課
44	鳴門市教育支援委員会	11	3	27.3	学校教育課
45	鳴門市教育振興計画審議会	12	3	25.0	学校教育課
46	鳴門市青少年センター運営協議会	9	1	11.1	学校教育課 (教育支援室)
47	鳴門市いじめ問題等対策委員会	6	2	33.3	学校教育課 (教育支援室)
48	鳴門市視聴覚マイブリー運営委員会	9	2	22.2	学校教育課 (教育支援室)
49	鳴門市公民館運営審議会	123	37	30.1	生涯学習人権課
50	鳴門市社会教育委員会	13	2	15.4	生涯学習人権課
51	鳴門市文化財保護審議会	5	0	0.0	生涯学習人権課
52	鳴門市青少年会館運営委員会	17	4	23.5	生涯学習人権課
53	鳴門市スポーツ推進審議会	18	5	27.8	生涯学習人権課 (体育振興室)
54	鳴門市スポーツ推進委員会	25	5	20.0	生涯学習人権課 (体育振興室)
55	鳴門市図書館協議会	10	4	40.0	生涯学習人権課 (図書館)
15審議会		290	78	26.9	

工. 国・徳島県・鳴門市の比較（審議会等における女性委員の登用状況）

鳴門市・徳島県 2017年（平成29年）4月 1日現在
国 2017年（平成29年）9月30日現在

	鳴門市 (%)	徳島県 (%)	国 (%)
平成29年度	25.2	48.1	37.4

(2) 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における 女性委員の登用状況

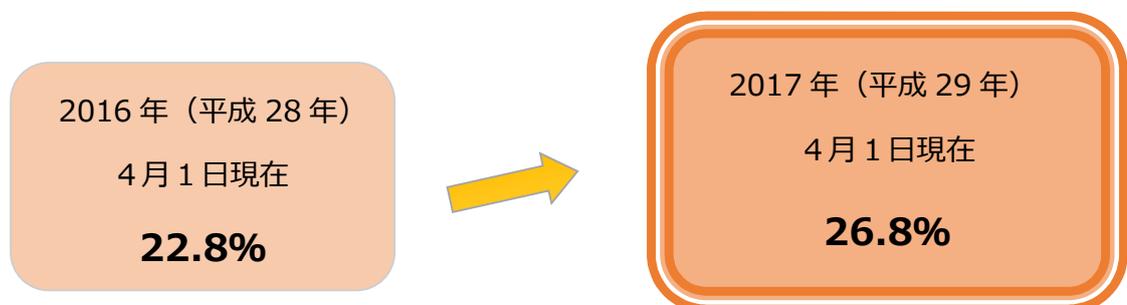
地方自治法第180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に
置かなければならない委員会は次のとおりである。

- | | | |
|----------|------------|------------------|
| 1. 教育委員会 | 2. 選挙管理委員会 | 3. 人事委員会または公平委員会 |
| 4. 監査委員 | 5. 農業委員会 | 6. 固定資産評価審査委員会 |

2017年(平成29年)4月1日現在

委員会等	委員総数 [人]	うち女性 委員数 [人]	女性委員割合 [%]	担当課
1 教育委員会	5	2	40.0	教育総務課
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	選挙管理委員会事務局
3 公平委員会	3	1	33.3	総務課
4 監査委員	2	1	50.0	監査委員事務局
5 農業委員会	33	5	15.2	農林水産課
6 固定資産評価審査委員会	9	5	55.6	総務課
計	56	15	26.8	



3.9ポイント上昇

(監査委員および農業委員会の登用率上昇による)

(3) 鳴門市職員役職別女性登用状況

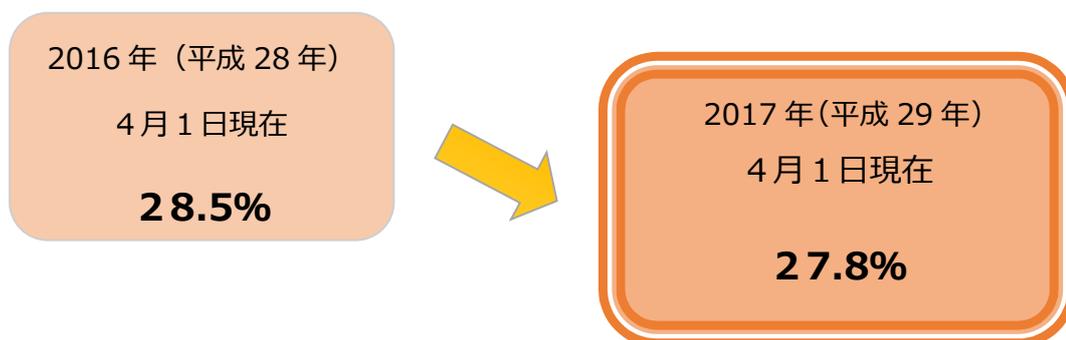
2017年(平成29年)4月1日現在

管理職総数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
158	44	27.8

※ 管理職 ————— 副課長級以上

階級別内訳	職員数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]	
部長級	18	1	5.6	} 27.8% 平成28年度 } 28.5%
課長級	57	13	22.8	
副課長級	83	30	36.1	
係長級	183	67	36.6	
一般職員	248	121	48.8	
全体	589	232	39.4	

※ 部長級 ————— 理事、参事を含む
 ※ 課長級 ————— 主幹を含む
 ※ 副課長級 ————— 主査、かいの長、出先の長を含む
 ※ 係長級 ————— 主任を含む



0.7ポイント低下

(部長級に女性職員が登用されたものの、課長級および副課長級の登用率が低下したため)

5. 総括

平成23年3月に策定した鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」は、平成23年度から平成32年度までの10年計画であり、平成28年度からは後期に入っています。今回、事業評価を行った平成28年度は後期の初年ということもあり、新たな取り組みが求められる年となりました。

各課における平成28年度の事業評価について、副課長級22名で構成するワーキンググループ委員会にて、担当業務における男女共同参画状況について検証したものを、各基本目標別評価、課別の評価として統計化しました。事業内容は様々であり、画一的な評価はできないものの、前年度と比較して、「前年度を上回る成果があった」が1.5%、「現状維持」が0.7%上昇したことから、男女の参画が推進されていると考えています。

本市では「Ⅱ（セカンド）ステージ」の重点目標として、審議会等における女性委員登用率¹を平成32年までに40%以上とする目標を掲げています。しかし、今年度における女性委員登用率は25.2%であり、昨年度より0.9%低下しました。

地方自治法に定められた設置義務のある委員会²（教育委員会等）の今年度における女性委員の登用率は26.8%であり、昨年度より3.9%の上昇となっています。

本市の女性管理職登用状況³については、今年度の全職員に対する女性職員の割合が、39.4%であり、副課長級以上の管理職の女性登用率は、27.8%と昨年度より0.7%低下しています。課題であった部長級への登用は実現したものの、課長級、副課長級への登用率が低下したため、このような結果となりました。

今後とも、男女参画社会づくりに向け、市民一人ひとりが意識改革を進め、本プランに基づく様々な取り組みについて一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

¹ 31頁 参照

² 38頁 参照

³ 39頁 参照